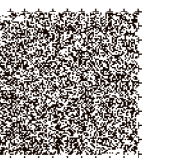


戸田市

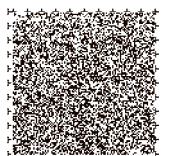
# 障害者福祉のしおり

サービス編



# 目次

<b>1</b>	<b>障害者総合支援法</b>	<b>2</b>
(1)	制度の概要 .....	2
(2)	障害者総合支援法に基づくサービスの内容と利用方法 .....	3
<b>2</b>	<b>日常生活に支援を求めたいときは</b>	<b>5</b>
(1)	在宅生活の支援 .....	5
(2)	行動範囲を広げるための支援 .....	14
<b>3</b>	<b>機能回復・生活訓練をしたいときは</b>	<b>15</b>
<b>4</b>	<b>求職や就職を希望するときは</b>	<b>16</b>
(1)	就労支援・職業訓練 .....	16



## (1) 制度の概要

### 経緯

平成15年に「支援費制度」が導入され、障害者本位のサービス提供が始まりましたが、財源確保の問題や障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）間で異なるサービスの充実度の問題、市町村間のサービス提供体制の格差などが問題とされるようになりました。こうした制度上の問題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が平成18年4月から施行されました。

さらなる共生社会を実現することを目的に、社会参加の機会の確保や、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月1日に施行されました。

## 障害者総合支援法の施行により変わった主な点

### ■法律施行時

#### ①基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げました。

#### ②障害者の範囲を拡大

制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に「難病等」が加わりました。

#### ③障害支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」を、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

### ■施行後の主な改正内容

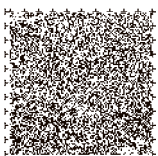
・自立生活援助(P15)・就労定着支援(P16)・居宅訪問型児童発達支援(P8)の創設（平成30年度）

・重度訪問介護対象拡大（平成30年度）

日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が、医療機関に入院した場合も入院先で重度訪問介護が利用できるようになりました。

・高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な移行（平成30年度）

一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減できるようになりました。



## (2) 障害者総合支援法に基づくサービスの内容と利用方法

### サービスの内容

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに大きく分かれています。

「自立支援給付」は、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。

「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするため、県や市の創意工夫により、利用者の方の状況に応じて実施しています。

また、障害児の日常生活や集団生活を通じた発達的基础づくり、様々な生活体験を通じた生きる力に結びつく基礎的・基本的な知識・技能の習得等を支援するため、児童福祉法に基づく、障害児通所支援があります。

### 自立支援給付

#### 《介護給付》

- 居宅介護（ホームヘルプ）…………… 5
- 重度訪問介護…………… 5
- 重度障害者等包括支援…………… 5
- 短期入所…………… 5
- 療養介護…………… 6
- 生活介護…………… 6
- 施設入所支援…………… 6
- 同行援護…………… 14
- 行動援護…………… 14

#### 《訓練等給付》

- 共同生活援助（グループホーム）… 6
- 自立生活援助…………… 15
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）… 15
- 宿泊型自立訓練…………… 15
- 就労移行支援…………… 16
- 就労継続支援（A型・B型）…………… 16
- 就労定着支援…………… 16

#### 《相談支援》

- 地域移行支援…………… 7
- 地域定着支援…………… 7
- 計画相談支援…………… 7

#### 《自立支援医療》

- 育成医療（手帳・手当・医療編 11頁参照）
- 更生医療（手帳・手当・医療編 11頁参照）
- 精神通院医療（手帳・手当・医療編 11頁参照）

#### 《補装具》

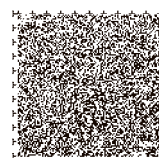
- 補装具費の支給…………… 10

### 地域生活支援事業

- 日中一時支援事業…………… 8
- 食事サービス…………… 8
- 訪問入浴サービス…………… 9
- ふとん乾燥・丸洗い…………… 9
- 紙おむつ支給…………… 9
- 障害児（者）生活サポート事業… 9
- 地域活動支援センター…………… 9
- 日常生活用具の給付…………… 10～13
- 移動支援事業…………… 14
- 意思疎通支援事業  
（手帳・手当・医療編 27頁参照）

### 障害児通所支援

- 児童発達支援…………… 7
- 医療型児童発達支援…………… 7
- 放課後等デイサービス…………… 7
- 居宅訪問型児童発達支援…………… 8
- 保育所等訪問支援…………… 8
- 障害児相談支援…………… 8

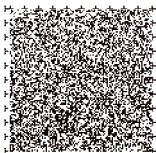
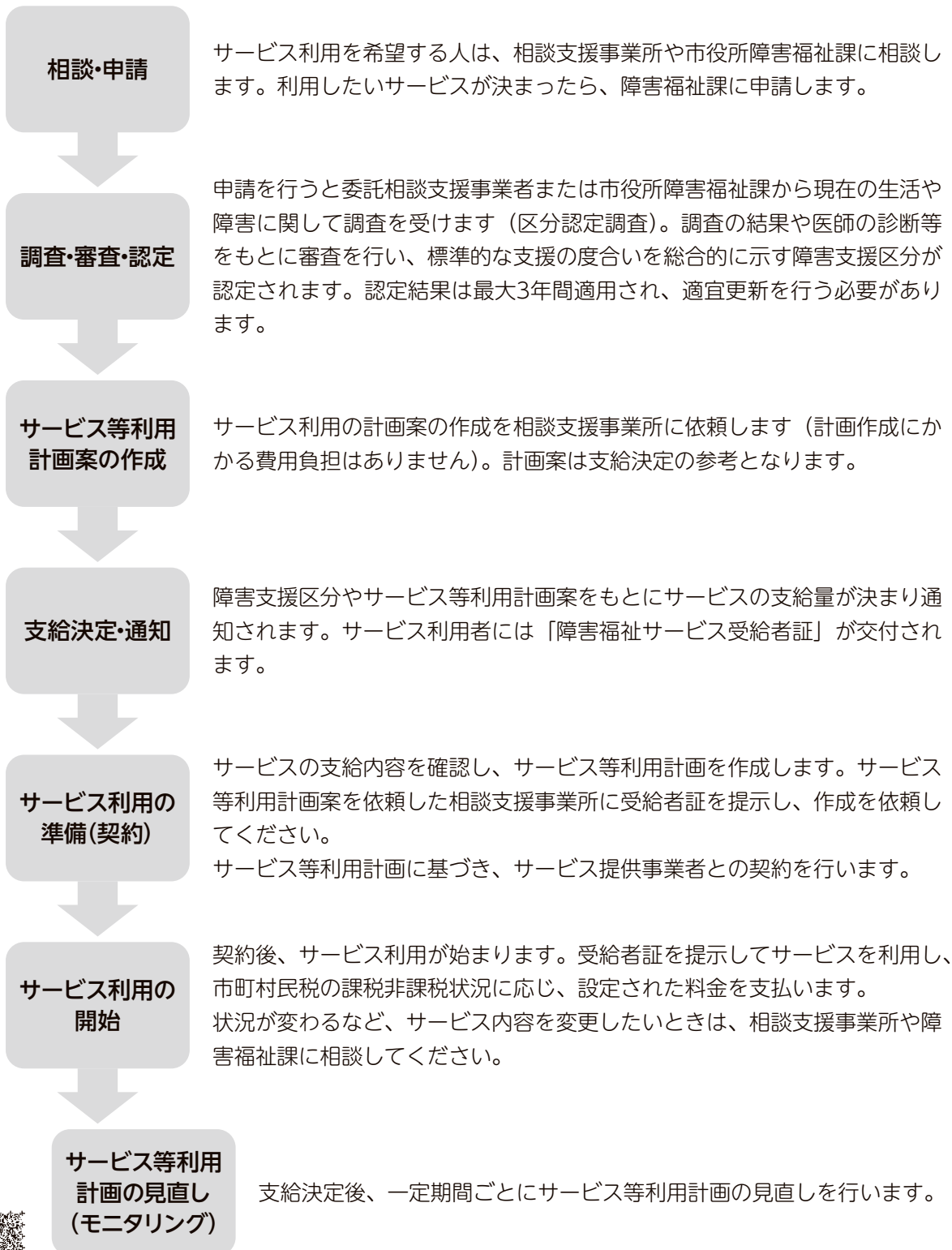


## 障害福祉サービス利用の流れ

障害福祉サービスを利用する際の流れは以下のとおりです。

(※介護給付と訓練等給付、また、障害児では申請から利用開始までのプロセスが一部異なります。)

### 障害福祉サービス利用の申請から決定までの流れ



## 2

## 日常生活に支援を求めたいときは

## (1) 在宅生活の支援

## 1 在宅生活を支えるサービス

※以下のサービスを利用する場合は、相談支援事業所や市役所障害福祉課にお問い合わせください。

## 居宅介護(ホームヘルプ)

総合支援法：介護給付

自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

**対象者** 障害支援区分1以上の方  
一部障害支援区分2以上必要な場合があります。

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 重度訪問介護(ホームヘルプと移動の支援等)

総合支援法：介護給付

自宅での食事、入浴、排せつの介護、外出時における介護などを総合的にを行います。

**対象者** 障害支援区分4以上の方(重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な方など)

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 重度障害者等包括支援(在宅生活の総合的な支援)

総合支援法：介護給付

居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

**対象者** 障害支援区分6の方(寝たきり状態等の介護の必要性がとて高い方など)

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

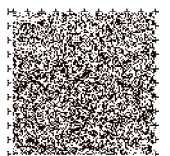
## 短期入所(ショートステイ)

総合支援法：介護給付

自宅で介護する人が介護できない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

**対象者** 障害支援区分1以上の方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



## 療養介護(旧進行性筋萎縮症者療養等給付)

総合支援法：介護給付

医療機関において、療養と必要な訓練・介護を行います。

**対象者** 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分6
- ②筋ジストロフィー患者、重症心身障害者または医療的ケアが必要な一部の障害者であって、障害支援区分が区分5以上

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 生活介護(施設通所による生活の支援)

総合支援法：介護給付

施設内において、食事、入浴、排せつなどの介護や、軽作業等の生産活動・創作的活動の機会提供など、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

**対象者** 地域や入所施設で生活を営むために常に介護などの支援が必要な次の方

- ・障害支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上の方
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（施設入所の場合は区分3）以上の方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 施設入所支援(施設へ入所することによる生活の支援)

総合支援法：介護給付

入所施設において、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談及び助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。※施設の受入れ状況により、決定までに時間を要します。

**対象者** 在宅で生活することが困難であり、常に介護などの支援が必要な方

- ・障害支援区分4以上の方
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分3以上の方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 共同生活援助(共同生活を営む住居による支援)

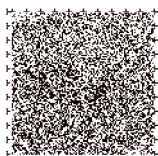
総合支援法：訓練等給付

共同生活を営む住居において、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談及び助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

外部サービス利用型・介護サービス包括型・日中サービス支援型の計3種類の形態があります。

**対象者** 在宅で生活することが困難であり、支援が必要な方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



## 地域移行支援

総合支援法：相談支援

退所・退院後の住居の確保、その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談などを提供します。

**対象者** 施設などに入所している障害者や病院に入院している精神障害者

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 地域定着支援

総合支援法：相談支援

単身でお住まいの人などとの間に常時の連絡体制を確保し、緊急時などに相談などの便宜を提供します。

**対象者** 地域において単身で生活している障害者や家庭の状況により同居している家族から支援を受けられない方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 計画相談支援

総合支援法：相談支援

障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を提供します。

**対象者** 障害福祉サービスを現に利用している方や、新たに障害福祉サービスを利用しようとする方、地域相談支援を利用している方など

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 児童発達支援(施設通所による指導・訓練)

児童福祉法

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

**対象者** 療育・訓練を必要とする未就学児

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 医療型児童発達支援(施設通所による指導・訓練)

児童福祉法

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの提供とあわせて必要な医療を提供します。

**対象者** 療育・訓練を必要とする未就学児

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

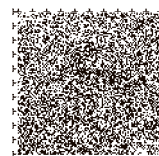
## 放課後等デイサービス(施設通所による指導・訓練)

児童福祉法

放課後や夏休みなどの休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供します。

**対象者** 療育・訓練を必要とする高校生までの就学児

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588





## 居宅訪問型児童発達支援(訪問による支援)

児童福祉法

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

**対象者** 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 保育所等訪問支援(訪問による支援)

児童福祉法

障害児が通う保育所等において、集団生活に適応するための支援や、施設のスタッフに対する支援を行います。

**対象者** 保育所などに通う児童

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 障害児相談支援

児童福祉法

通所給付にかかる利用意向などの事情を勘案し、利用する児童通所支援の種類及び内容などについて、「障害児支援利用計画」の作成及び見直しを行います。

**対象者** 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に係る児童及びその保護者

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 日中一時支援事業

総合支援法：地域生活支援事業

自宅で介護する人が介護できない場合に、一時的な日中活動の場を確保し、見守りなどの支援を行います。

**対象者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、障害者総合支援法における難病の方

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 食事サービス

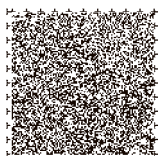
総合支援法：地域生活支援事業

業者が1日1回、午前中に配達し、あわせて利用者の安否確認を行います。

【利用料金】1食 400円

**対象者** 在宅の65歳未満の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いづれかの所持者、または指定難病受給者のうち、当該障害により日常的に食事を欠くことが常態となっている方。

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



## 訪問入浴サービス

総合支援法：地域生活支援事業

月8回（7、8月は12回）まで自宅に入浴サービス車を派遣し、入浴を行います。

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者、または指定難病受給者のうち、介護保険の対象とならない方、且つ家庭における入浴が困難な方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

**備考** 1回につき、500円を自己負担していただきます。ただし、利用者及びその配偶者が市民税非課税（利用者が障害児の場合は、その属する世帯が市民税非課税世帯）の場合、自己負担金が免除されます。

## ふとん乾燥・丸洗い

総合支援法：地域生活支援事業

ふとん乾燥を月1回、丸洗いを年1回行います。費用は無料です。

**対象者** 在宅の65歳未満の身体障害者がいる低所得世帯で、家族がその介護を行えないなどのため、ふとんの乾燥や丸洗いの困難な方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 紙おむつ支給

総合支援法：地域生活支援事業

業者が月1回、紙おむつなどを配達します。枚数には上限があります。

**対象者** 在宅の身体障害者手帳1級、2級の方及び療育手帳④、Aの方で当該障害により自力で排せつ処理の困難な満3才から65歳未満の方、または介護保険法で規定する第2号被保険者（40歳から64歳まで）で、常時紙おむつなどが必要な方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

## 障害児(者)生活サポート事業

総合支援法：地域生活支援事業

市に登録した団体が、障害者の一時預かり、介護人の派遣、障害者の送迎や外出援助などのサービスを行います。利用にあたり、利用料の負担と利用時間の上限があります。

**対象者** ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方  
②知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障害と判定された方  
③医師により②と同程度の発達に障害があると判定された方  
上記①～③のいずれかに該当し、市に登録された在宅の方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

**備考** 負担した利用料の一部を市で助成します。利用時間の上限は登録者1人につき1年度あたり150時間です。

## 地域活動支援センター

総合支援法：地域生活支援事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動などを行います。

**対象者** 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者など

**窓**  **やすらぎ亭** 電話 442-3824 FAX 447-0751

**ハーモニー** 電話・FAX 445-9500

**シンフォニー** 電話・FAX 299-9341



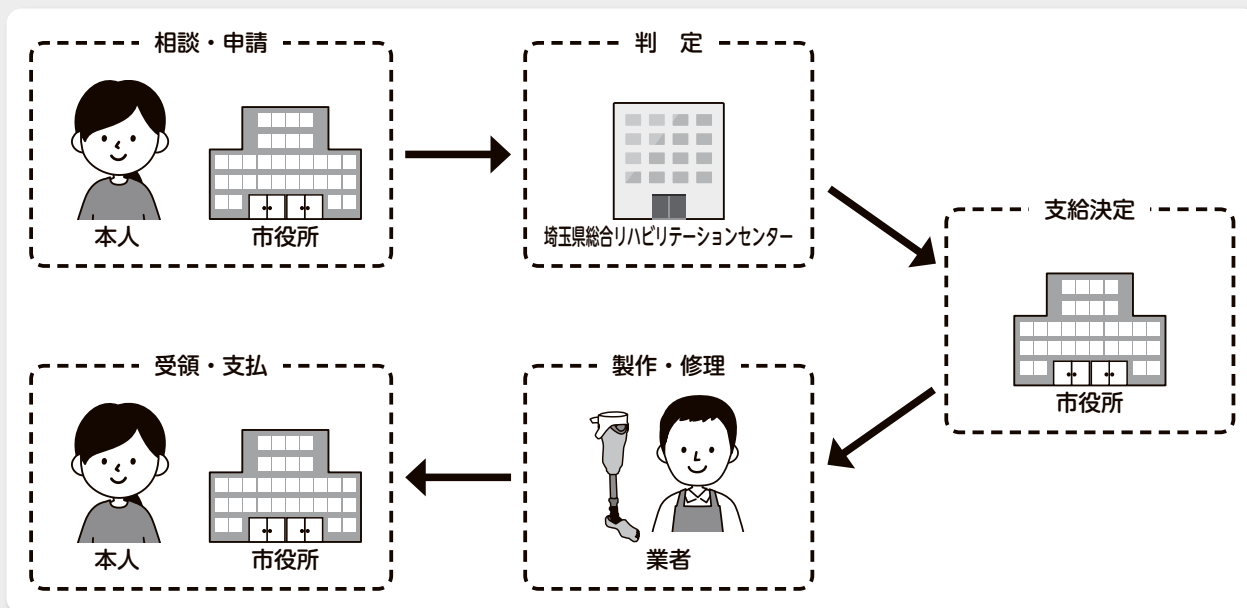
## 2 補装具・日常生活用具

※障害の内容・程度などにより、支給条件が異なります。また、介護保険による福祉用具貸与制度の適用が優先される場合があります。

### 補装具費の支給

総合支援法：補装具

身体に装着（装用）することにより、失われた身体機能を補完または代替して、日常生活を容易にするために長期間にわたり継続的に使用される補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。



窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

- 備考
- ・補装具には価格や耐用年数の基準があります。
  - ・本人や家族の所得により費用の自己負担がありますが、市の助成制度があります。また、所得により対象外となることがあります。（世帯のうち、最多納税者の市民税所得割額が46万円以上）
  - ・事前に決定が必要になりますので、あらかじめ相談してください。

### 日常生活用具の給付

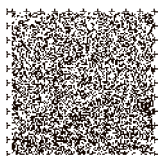
総合支援法：地域生活支援事業

日常生活に必要な各種用具（日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促すもので、実用性が認められ、一般的に普及していないもの）の取得の際に市が費用の一部を助成します。用具の種類などは次表（日常生活用具一覧）のとおりです。

対象者 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（発達障害や高次脳機能障害の方も含む）、難病にり患している方で次表の要件を満たす方

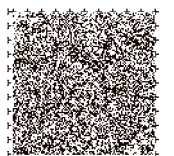
窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

- 備考
- ・難病にり患していて、日常生活用具一覧の対象者に準ずると認められる場合は、助成の対象になりますので、ご相談ください。
  - ・日常生活用具には価格や耐用年数の基準があります。
  - ・事前に決定が必要になりますので、あらかじめご相談ください。

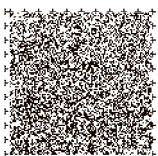


## 日常生活用具一覧

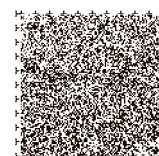
区分	種目	対象者
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	①下肢または体幹機能障害 2 級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※18歳以上
	特殊マット	①下肢または体幹機能障害 1 級（常時介護を要する人に限る） （障害児の場合は、2 級以上） ②重度または最重度の知的障害者 ③難病患者等は①に準ずる。 ※原則として 3 歳以上
	特殊尿器	①下肢または体幹機能障害 1 級（常時介護を要する人に限る） ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
	入浴担架	①下肢または体幹機能障害 2 級以上（入浴に当たって家族など他人の介助を要する人に限る） ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として 3 歳以上
	体位変換器	①下肢または体幹機能障害 2 級以上（下着交換等に当たって、家族など他人の介助を要する人に限る） ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
	移動用リフト	①下肢または体幹機能障害 2 級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として 3 歳以上
	訓練いす	下肢または体幹機能障害 2 級以上 ※18歳未満（原則として 3 歳以上）
	訓練用ベッド	①下肢または体幹機能障害 2 級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
自立生活 支援用具	入浴補助用具	①下肢または体幹機能障害者で、入浴に介助を必要とする者 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として 3 歳以上
	便器	①下肢または体幹機能障害 2 級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
	頭部保護帽	①肢体不自由、体幹機能または平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている人 ②精神疾患または重度・最重度の知的障害者で、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する人
	歩行補助杖 (T字状または棒状)	①肢体不自由、体幹機能または平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている人 ②難病患者等は上記に準ずる。
	移動・移乗 支援用具	①平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする人 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として 3 歳以上
	特殊便器	①上肢障害 2 級以上 ②重度または最重度の知的障害者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人 ③難病患者等は①に準ずる。 ※原則として学齢児以上



区分	種目	対象者
自立生活 支援用具	火災警報器	重度または最重度の知的障害者、重度の精神障害者及び身体障害等級2級以上及び難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯）
	自動消火器	重度または最重度の知的障害者、重度の精神障害者及び身体障害等級2級以上及び難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯）
	電磁調理器	①視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②重度または最重度の知的障害者 ③重度の精神障害者 ※18歳以上
	歩行時間 延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） ※18歳以上
	視覚障害者用 誘導装置	視覚障害者のうち、音声による誘導を必要とする人
	携帯用信号装置	聴覚障害者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出しなどに応じることができない人
	トイレチェアー	頸髄損傷などにより、通常の便座上で座位を保てない身体障害者
	車椅子用 段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障害者
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人 ※原則として3歳以上
	ネブライザー	①呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる人 ②難病患者等は上記に準ずる ※原則として学齢児以上
	電気式 たん吸引器	
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人 ※18歳以上
	視覚障害者用 体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ※18歳以上
	視覚障害者用 血圧計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ※18歳以上
	動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	①人工呼吸器の装着が必要な人 ②難病患者等は上記に準ずる
	人工呼吸用 自家発電機・ 人工呼吸器用 外部バッテリー	①身体上の障害（呼吸器又は心臓機能障害）の程度が1級又は3級であるものであって人工呼吸器を装着している人 ②難病患者等で人工呼吸器を使用している人



区分	種目	対象者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する人 ※原則として学齢児以上
	情報・通信支援用具	①視覚障害2級以上 ②上肢障害2級以上であって、情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により社会参加が見込まれる人 ※原則として学齢児以上
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	点字器	視覚障害者
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる人に限る）
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる人 ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる人 ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用触読時計	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用音声時計	視覚障害2級以上であって、原則として手指の触覚に障害があるなどのため触読式時計の使用が困難な人 ※原則として学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人 ※原則として学齢児以上
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる人
	人工喉頭	音声機能または言語機能障害者であって、本器を使用することにより発声・発語が可能となる人
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
	文字放送ラジオ	聴覚障害者のうち、文字による情報を必要とする人
排せつ管理支援用具	ストマ用具（蓄便袋、蓄尿袋）	ストマ造設者のうち直腸またはぼうこうの機能障害による身体障害者手帳を所持または申請中の入
	ストマ代用品（紙おむつ等）	ストマ造設者のうちストマ用具が医学的に適合せず、紙おむつを必要とする人または脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な人
	収尿器	肢体不自由または体幹機能障害を有する人のうち、脊髄損傷などにより排尿障害のある人
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	①下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上の人（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の人） ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上



## (2) 行動範囲を広げるための支援

### 1 移動を支援するサービス

#### 同行援護

総合支援法：介護給付

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護などを行います。

**対象者** 視覚障害のある方

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

#### 行動援護

総合支援法：介護給付

知的障害や精神障害により、移動に著しい困難を有する方の外出時や外出の前後に、危険を回避するために必要な支援を行います。

**対象者** 障害支援区分3以上の方で知的障害や精神障害（発達障害や高次脳機能障害も含む）により行動上著しい困難を有し、常時介助を要する方

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

#### 移動支援事業

総合支援法：地域生活支援事業

社会生活上必要不可欠な移動及び余暇活動等の社会参加のための移動の支援を行います。

##### (1) 社会生活上必要不可欠な移動

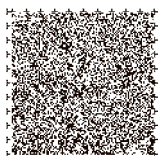
官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、日常生活上必要な買い物や、権利・義務に関する相談・手続きなど。（※利用者負担は、減免されます。）

##### (2) 余暇活動等の社会参加のための移動

各種行事、余暇・スポーツ活動などへの参加、ボランティア活動、映画鑑賞・観劇や、通学・通所のための一時的・緊急的な利用など。

**対象者** 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方、発達障害と診断された方、外出時に支援が必要な全身性障害者（児）

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



# 3

## 機能回復・生活訓練をしたいときは

### 自立訓練(機能訓練)

総合支援法：訓練等給付

身体能力・生活能力の維持・向上などのための歩行訓練や家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

**対象者** 地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障害者

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

### 自立訓練(生活訓練)

総合支援法：訓練等給付

食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整など、地域生活への移行に向けた支援を行います。

**対象者** 地域生活を営む上で一定の支援が必要な障害者

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

### 宿泊型自立訓練

総合支援法：訓練等給付

施設を一時的な居住の場とし、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

**対象者** 自立訓練対象者のうち、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

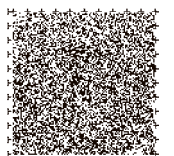
### 自立生活援助

総合支援法：訓練等給付

ひとり暮らしをする障害者の居宅への電話や訪問により、障害者の理解力、生活力を補完し、適切な支援を行います。

**対象者** 障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院等から、地域でのひとり暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力に不安がある方

**窓**  **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588





## 4 求職や就職を希望するときは

### (1) 就労支援・職業訓練

#### 就労移行支援

総合支援法：訓練等給付

事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

**対象者** 企業に雇用される事が可能と見込まれるが、単独で就職することが困難な障害者

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

#### 就労継続支援(A型)

総合支援法：訓練等給付

雇用契約に基づき、就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

**対象者** 一般企業での就労が困難な障害者

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

#### 就労継続支援(B型)

総合支援法：訓練等給付

雇用契約を結ばずに、就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

**対象者** 一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している障害者

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

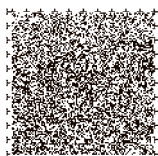
#### 就労定着支援

総合支援法：訓練等給付

働いている障がい者に対する、一般就労に伴う生活面での課題解決に向けて、必要な支援を行います。

**対象者** 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練等を利用して一般就労した障害者

**窓**  市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



# 戸田市 障害者福祉のしおり

サービス編

発行 戸田市役所 障害福祉課

電話 048-441-1800(代表) FAX 048-444-5588

E-mail : syogaifuku@city.toda.saitama.jp

発行日 令和5年4月

